

令和6年度 第4回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和6年 7月25日（木）			
開 催 場 所	役場2階 第2会議室			
開 催 日 時	令和6年 7月25日 午後 1時 33分 開 会			
	令和6年 7月25日 午後 2時 30分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	具志 俊仁	5 番	大城 正和
	2 番	内間 正樹	7 番	平安山 良也
	3 番	宮嶋 扶喜子	8 番	米須 清和
	4 番	喜屋武 和徳		
欠 席 委 員 番 号	6 番	玉城 健次		
議事録署名委員	7 番	平安山 良也	1 番	具志 俊仁

日程第1 議事録署名委員及び書記の指名について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 （開 会）	今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和6年度 第4回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 6番 玉城 健次（たまき けんじ）委員から欠席の届出がありましたが、委員は7名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 （日程第1）	これより議事に入ります。 日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。

	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、書記には平良 凜香（たいら りんか）さん、議事録署名委員には、7番 平安山 良也（へんざん よしや）委員、1番 具志 俊仁（ぐし としひと）委員を指名します。
議長 (日程第2)	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議長 (日程第3)	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事務局	(諸般の報告) 報告1 今帰仁農業振興地域整備計画書の変更について 報告2 利用状況調査（8/1調査）について 報告3 農業者年金パンフレットの配布について
議長 (日程第4)	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第18号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第19号 現況証明願いについて 議案第20号 非農地証明願いについて 議案第21号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について 以上です。 本日の提案された議案第17号から第23号までですが、そのうち現地確認を必要とするものが15件ございます。現地資料確認を行った後に審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。

		(異議なしの声あり)
議	長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
		休憩 午後 1 時 3 3 分 再開 午後 2 時 3 0 分
議	長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第 1 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		それでは私のほうから議案第 1 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の議案書 1 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 1 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容を説明) 事務局といたしましては、2 ページから 4 ページにあります【別添】「3 条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 1 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第 1 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番については、1 5 0 日以上従事する新規就農者で、令和 6 年 7 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては特に問題はないと思います。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第 1 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」異議は

		ございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第18号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは、私のほうから議案第18号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の議案書 5ページをお開き下さい。 (議案書読み上げ) 6ページをお開き下さい。今回の申請は利用権の設定等を受ける者、借受人が4名、利用権の設定等をする者、貸付人が4名です。 設定筆数は計8筆、合計面積15,361㎡。使用貸借が5筆、賃貸借3筆となっています。なお、詳細についてはお目通し下さい。 事務局としましては、従事日数、全部効率利用、地域調和等各要件を満たしていると考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第18号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号1番から5番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第18号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号1番から5番については、150日以上従事する新規就農者で、令和6年7月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、特に問題はないと思います。以上です。
議	長	続きまして、議案第18号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号7番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第18号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号7番については、150日以上従事する新規就農者で、令和6年7月17

		日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては特に問題はないと思います。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第 18 号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第 18 号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして議案第 19 号「現況証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局 それでは私のほうから議案第 19 号「現況証明願いについて」説明いたします。お手元の議案書 7 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、現況証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
議	長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第 19 号「現況証明願いについて」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第 19 号「現況証明願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして議案第 20 号「非農地証明願いについて」を議題とします。

	事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは私のほうから議案第 20 号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の議案書 8 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
議長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。 (質疑なし)
議長	議案第 20 号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	議案第 20 号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 21 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第 21 号「農地転用事業計画変更承認申請について」説明いたします。 お手元の議案書 9 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 21 号「農地転用事業計画変更承認申請について」内容を説明) 以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 21 号「農地転用事業計画変更承認申請について」本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。

委 員	議案第 2 1 号「農地転用事業計画変更承認申請について」令和 6 年 7 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 2 1 号「農地転用事業計画変更承認申請について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 2 1 号「農地転用事業計画変更承認申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 2 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 2 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の議案書 1 0 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 2 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 2 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 2 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」令和 6 年 7 月 1 7 日に面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上

		です。
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について 補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第２２号「農地法第４条の規定による許可申請について」異議は ございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第２２号「農地法第４条の規定による許可申請について」は異議 なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第２３号「農地法第５条の規定による許可申請につ いて」整理番号１番について議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		それでは、私のほうから議案第２３号「農地法第５条の規定による許 可申請について」整理番号１番について説明いたします。 お手元の議案書 １１ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第２３号「農地法第５条の規定による許可申請 について」整理番号１番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であ って、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要 件にも該当しないその他２種農地として判断しました。以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第２３号「農地法第５条の 規定による許可申請について」整理番号１番について本件に係る面接を 行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第２３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番 号１番について令和６年７月１７日に面接を行いました。申請内容及び 現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない 転用と考えます。以上です。

議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について 補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第２３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番 号１番について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第２３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番 号１番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第２３号「農地法第５条の規定による許可申請につい て」整理番号２番について議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		それでは、私のほうから議案第２３号「農地法第５条の規定による許 可申請について」整理番号２番について説明いたします。 お手元の議案書 １１ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第２３号「農地法第５条の規定による許可申請 について」整理番号２番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であ って、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要 件にも該当しないその他２種農地として判断しました。以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第２３号「農地法第５条の 規定による許可申請について」整理番号２番について本件に係る委員か ら報告をお願いします。
委	員	議案第２３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番 号２番について令和６年７月１７日に面接を行いました。申請内容及び 現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない 転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について 補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。

委 員	議受人の方の住所を見ると〇〇市の方ですけども、今帰仁で事業をされているんですか？
事 務 局	紅型、染め物を××村でされているとの事で、今使っている場所が使えなくなってしまったので、ゆかりのある今帰仁村で染め物とかを、地域にも広げていきたいとの事で伺っています。
議 長	議案第２３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第２３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第２３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番から８番について議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第２３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番から８番について説明いたします。 お手元の議案書 １１ページから １２ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第２３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番から８番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないその他２種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第２３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番から８番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	本事業を実施することによって、今まで地域住民が通っていた部分が通れなくなるのではないかと？ 道の問題があるので、今は審議せず、保留にしていた方がいいのではないかと。

[illegible]

[illegible]

※別紙	その後、議案第２３号整理番号３番から８番について、事務局にて委員から確認依頼のあった通行部分について現場確認、譲受人への聞き取り、区長及び地域住民への確認を行った。区長及び地域住民からは、本事業を実施することによって、通行に大きな影響があるとは言えないという回答があった。 会長に確認した上で、事務局から各委員へ確認した内容の説明を行い、整理番号３番から８番については可決との意見をもらった。 以上